地方消費税市町村交付金(社会保障財源化分)充当状況

消費税率(国・地方)が平成26年4月1日より5%から8%に引き上げられたことに伴い、引き上げ分の消費税収については全て社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。(地方税法第72条の116第2項より)

また、令和元年10月1日から消費税率が8%から10%に引き上げられたことに伴う地方消費税の増収分についても、 社会保障の充実に充てるものとされています。

本市の令和2年度一般会計決算における社会保障施策への充当状況は、次のとおりです。

(歳入) 地方消費税市町村交付金(社会保障財源化分)

385.770 千円

(歳出) 社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費への充当

385,770 千円

(単位:千円)

	事業名	経費	財源内訳					
分野			特定財源				一般財源	
			囲	県	地方債	その他	引き上げ分の地 方消費税(社会 保障財源化分の 市町村交付金)	その他
社会福祉	福祉医療給付費	240, 277	0	106, 526	0	403	132, 200	1, 148
	障がい者福祉事業	809, 922	407, 061	195, 430	0	0	8, 050	199, 381
	母子福祉事業	170, 544	58, 530	3, 199	0	0	4, 000	104, 815
	児童福祉事業	1, 552, 203	405, 939	169, 886	0	76, 690	132, 000	767, 688
	高齢者福祉事業	53, 056	0	0	0	10, 843	4, 200	38, 013
	生活保護給付費	839, 379	651, 443	4, 065	0	3, 249	1, 000	179, 622
	小計	3, 665, 381	1, 522, 973	479, 106	0	91, 185	281, 450	1, 290, 667
社会保険	国民健康保険事業	260, 029	33, 588	115, 211	0	0	6, 000	105, 230
	介護保険事業	581, 674	32, 944	16, 402	0	0	64, 000	468, 328
	後期高齢者医療事業	472, 179	0	80, 934	0	0	10, 000	381, 245
	小計	1, 313, 882	66, 532	212, 547	0	0	80, 000	954, 803
保健衛生	感染症対策事業	116, 910	39, 993	0	0	0	16, 400	60, 517
	母子保健事業	32, 496	5, 370	607	0	0	6, 300	20, 219
	健康増進事業	27, 182	274	1, 134	0	11, 613	1, 620	12, 541
	小計	176, 588	45, 637	1, 741	0	11, 613	24, 320	93, 277
合計		5, 155, 851	1, 635, 142	693, 394	0	102, 798	385, 770	2, 338, 747